

米原市建設工事等入札参加停止基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、米原市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された業者（以下「有資格業者」という。）に対する市の建設工事、コンサルタント等業務、物品の購入、土木施設維持管理業務および庁舎等管理業務等（以下「工事等」という。）に係る入札参加停止の適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定める。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員、もしくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表第1および別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定める期間の範囲内で、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 前項の入札参加停止を行ったときは、契約担当者（米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号。以下「契約規則」という。）第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させ、または指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者または当該有資格業者を構成員にする共同企業体を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

(下請負人および共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の入札参加停止期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体の行った行為等について前条第1項の規定により入札参加停止を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

(入札参加停止の期間の始期)

第4条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

- 2 入札参加停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止を決定した日とする。

(入札参加停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。

- 2 有資格業者が、別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36か月を限度とする。
- 3 有資格業者が、別表第2第1号、第7号または第8号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1号、第7号または第8号の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、前項の規定により2倍の期間とする場合を除くものとし、また、その期間は36か月を限度とするものとする。
- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による入札参加停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 前項に規定する場合のほか、別表第2第7号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格業者の入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 6 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、36か月を限度として入札参加停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。
- 7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の審査等)

第6条 市長は、第2条第1項もしくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、または第5条第7項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、建設工事等契約審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。

2 前項の規定は、第5条第8項の規定により入札参加停止を解除しようとするときについて準用する。ただし、入札参加停止を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査会の審査を省略することができる。この場合には、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。

3 市長は、別表第2の第2号から第6号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ滋賀県米原警察署長の意見を聴くものとする。

(入札参加停止の承継)

第7条 入札参加停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置も承継するものとする。

(入札参加停止の通知等)

第8条 市長は、第2条第1項もしくは第3条各項の規定により入札参加停止を行ったときは様式第1号、第5条第7項の規定により入札参加停止の期間を変更したときは様式第2号、同条第8項の規定により入札参加停止を解除したときは様式第3号により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するとともに、概要を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市発注の工事等に関するものであるときは、当該有資格業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市発注の工事等の全部もしくは

一部を下請し、または受託することを承認してはならない。ただし、下請負人については入札参加停止事由が別表第1の各号に該当する場合はこの限りではない。

(入札参加停止以外の措置)

第11条 市長は、入札参加停止を行うに至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意を喚起することができる。

(庶務)

第12条 この基準に定める入札参加停止に関する庶務は、契約主管課で処理する。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、審査会の意見を聴き総務部長が定める。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成19年1月23日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号および第2号の規定は、この基準の施行日以後に虚偽記載が発覚した調査資料について適用し、同日前に虚偽記載が発覚した調査資料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2第7号の規定は、この基準の施行日以後に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「改正法」という。）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定により逮捕され、もしくは公正取引委員会から告発されたもの、または排除措置命令もしくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものまたは改正法による改正前の独占禁止法の規定により告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第10号(11)の規定は、この基準の施行日以後に、契約が成立した市発注

の工事等について適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年7月7日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第2号から第6号までの規定は、この基準の施行日以後に行う入札参加停止措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成23年5月17日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この基準の施行日以後に行う入札参加停止措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成24年8月7日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年3月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正は、平成27年4月21日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の別表第2第9号の規定により入札参加停止の措置を受けている者に係る入札参加停止の期間については、改正後の別表第2第9号の規定を適用する。この場合において、既に入札参加停止の措置を受けている期間は改正後の別表第2第9号に定める期間に参入する。

別表第 1

措 置 要 件	期間
(虚偽記載)	か月
1 市発注の工事等に係る入札参加申請において、入札参加資格審査申請書等の入札参加申請時の申請書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6
(粗雑工事等)	
2 市発注の工事等の施工に当たり、工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	3
3 市発注以外の県内の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、工事を粗雑にし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により監督処分されたとき。	2
(市発注の工事等の契約違反)	
4 市発注の工事等の施工に当たり、2 に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6
(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3
(3) 2 か月以上の履行遅延があったとき。	3
(4) 1 か月以上 2 か月未満の履行遅延があったとき。	2
(5) 1 か月未満の履行遅延があったとき。	1
(6) 公害防止および危険防止策が不良のときまたは工程管理、資材管理もしくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1
(7) 市発注工事等の契約書の規定に違反して、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としたとき。	1
ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届け出義務	
イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務	
ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務	

措 置 要 件	期 間
(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)	か月
5 市発注の工事等または一般工事等の施工に当たり、次のいずれかに該当する場合を除き、公衆に死亡者を生じさせたとき。 (1) 事故の原因が損害を受けた個人の責に帰すべきものである場合 (2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合	6
6 市発注の工事等または一般工事等の施工に当たり、公衆に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、または処分されたとき。	3
7 市発注の工事等または一般工事等において、5 および 6 に掲げる場合のほか、事故により損害を与え、重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	3
8 市発注の工事等または一般工事等の施工に当たり、5 (1) または (2) に掲げる場合を除き、工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2
9 市発注の工事等または一般工事等の施工に当たり、工事等関係者に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、または処分されたとき。	1

別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄等) 1 有資格業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第 198 条に規定する罪をいう。以下同じ。）または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。 (1) 市の職員 (2) 県内の公共機関等の職員 (3) 近畿府県内の公共機関等の職員 (4) 近畿府県以外の公共機関等の職員	か月 24 18 12 6
(暴力団関係者) 2 有資格業者、有資格業者の役員または有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の暴力団または指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 3 業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために、有資格業者または有資格業者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。 4 いかなる名義をもってするを問わず、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	12 か月を経過し、かつ、その事実が無くなったと認められる日まで 6 か月を経過し、かつ、その事実が無くなったと認められる日まで 6 か月を経過し、かつ、その事実が無くなったと認められる日まで

措 置 要 件	期 間
5 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	か月 3か月を経過し、かつ、その事実が無くなったと認められる日まで
6 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。	2か月を経過し、かつ、その事実が無くなったと認められる日まで
(独占禁止法違反行為)	
7 有資格業者が、次に掲げる期間が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
(1) 逮捕され、または公正取引委員会から告発されたとき。	
ア 市発注の場合	12
イ 県内の公共機関等の発注の場合	9
ウ 近畿府県内の公共機関等の発注の場合	6
エ 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合	3
(2) 公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市発注の場合	9
イ 県内の公共機関等の発注の場合	6
ウ 近畿府県内の公共機関等の発注の場合	3
エ 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合	2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害または談合) 8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、競売入札妨害（刑法第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。）または談合（同条第 2 項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。 (1) 市発注の場合 24 (2) 県内の公共機関等の発注の場合 18 (3) 近畿府県内の公共機関等の発注の場合 12 (4) 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合 6 (建設業法違反行為) 9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。 (1) 市発注等の工事等において、建設業法に違反し、次のアからエまでに該当したとき。 ア 建設業法に違反し、有資格者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 9 イ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上営業停止処分を受けたとき。 6 ウ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。 4 エ 建設業法に違反し、処分を受けたとき。 3 (2) 前号に掲げる処分等以外の場合で、有資格者等が滋賀県内において行った行為について、次のアからエまでに該当したとき。 ア 建設業法に違反し、有資格者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴をされたとき。 6 イ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上営業停止処分を受けたとき。 4	か月

措 置 要 件	期間
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。	3 か月
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	2
(3) 第 1 号に掲げる処分以外の場合で、有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、下記のアからエにまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3
イ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上営業停止処分を受けたとき。	3
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。	2
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1
(不正または不誠実な行為)	
10 別表第 1 および前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる不正または不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 市発注の工事等に関し、入札においてくじ引きに応じないとき。	2
(2) 市発注の工事等に関し、入札執行者の指示に従わないとき。	2
(3) 市発注の工事等に関し、談合したと認められるとき。	6
(4) 市発注の工事等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。	6
(5) 市発注の工事等に関し、資格制限に該当した者を、使用人として使用したとき。	6
(6) 有資格業者またはその役員、その他担当の責任の地位にある者が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	9
(7) 有資格業者の使用人が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	6

措 置 要 件	期間
(8) 有資格業者が、業務に関し、脱税行為により、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	3 か月
(9) 有資格業者が米原市内において行った行為等において、この基準において他に掲げる該当する場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令および環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。	2
(10) 有資格業者または有資格業者の役員が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検もしくは起訴され、または、禁固刑以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3
(11) 有資格業者または有資格業者の役員が公職選挙法(昭和25年法律100号)その他の法令等に基づき逮捕、書類送検または起訴されたとき。	1
(12) 市発注の工事等の施工に当たり、第三者から不当な介入(不当要求または業務妨害)を受けたにもかかわらず、故意または過失により発注者への報告および警察への通報をしなかったとき。	1
(その他)	
11 有資格業者または有資格業者の役員に重大な反社会的行為があり、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2

※「市」とは、市長部局および教育委員会をいう。

※「有資格業者」とは、米原市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された業者をいう。

※「有資格業者等」とは、有資格業者または有資格業者の役員もしくはその使用人をいう。

※「有資格業者の役員」とは、法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。

※「使用人」とは、有資格業者の使用人をいう。

※「近畿府県内」とは、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県および和歌山県をいう。

※「公共機関等の職員」とは、県市町村の特別公務員である県市町村議会議員、各種団体等公共的性格を持つ事業を行うことを目的として設立された公法上の職員で、当該法の中に刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす規定、いわゆる「み

なし公務員」、もしくは、刑法上の適用はないが、その職務上、利益の供与等が特別法により賄賂に当たるとされている者を含む。

※第5条の入札参加停止期間の特例により1か月を2分の1とする場合の日数は、15日とする。